

第3章 施策目標及び施策の方向

第1節 みんなの参加とパートナーシップによる環境づくり

1 環境教育及び環境学習の推進

森や水辺、生き物など自然とのふれあいは、人の健全な精神形成に重要な役割を果たすといわれています。自然や生命を大切にすることを育むとともに、環境と人間とのかかわりについて関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解するために、環境教育及び環境学習への積極的な参加を推進する必要があります。

このため、環境学習の推進体制の整備を進めながら、学校と家庭、地域相互の連携を強化し、インターネットなどの情報通信技術を活用した環境教育・環境学習を推進します。

(1) 環境教育の推進

- 地域の自然環境や水環境の保全の重要性について、学校教育活動全体を通じた環境教育を行います。
- 身近な自然環境問題を学習に取り上げ、問題解決に向けての実践力が身に付けられるよう、自主的な学習活動と環境配慮の促進を積極的に図ります。
- 野外での体験学習を重視し、自然観察会や水生生物調査など自然とのふれあいを通じた環境教育の充実を図ります。
- 地域における環境学習の推進にあたっては、地区公民館をはじめ、中央公民館や市立図書館、市立博物館等が中心となって、環境学習の機会提供に取り組み、環境問題に対して責任のある行動をとることのできる人材の育成を図ります。
- 人材育成と情報提供にあたっては、岩手県環境アドバイザー派遣事業を活用するとともに、地区・地域公民館や市民団体、企業などとの一層の連携を図っていきます。

(2) 指導者の育成

- 環境教育の普及啓発を推進するため、教育研究機関と連携を図るとともに、インターネット等を利用した環境活動に関する情報提供を充実させ、指導者の育成に努めます。

(3) 環境ボランティア活動の支援と育成

- 地域における環境美化活動、緑化推進活動、廃棄物の減量化、自然保護、リサイクルの推進等の環境に関するボランティア活動やNPO活動を支援するため、その活動状況等に関する情報システム構築などを図るとともに、相互の連携を推進します。
- 公民館や老人クラブ、成人大学講座等において、環境ボランティア団体のリーダーを養成するための各種の講座を開催します。

岩手県環境アドバイザー派遣事業の概要

岩手県環境アドバイザー制度とは、地域における環境保全活動の活性化を図るとともに環境保全意識の高揚に資するため、環境保全についての有識者及び環境保全活動実践者等の中から知事が委嘱し、市町村、住民団体、女性団体等が行う環境問題に関する研修会等に講師として派遣される制度です。その派遣に要する経費は、岩手県が負担します。

派遣事業は平成3年9月に始まった事業で、平成24年度は76名のアドバイザーが登録されています。

第2節 健全な環境の確保

1 水資源の確保と水辺の自然環境保全

有限な水資源を確保するため、「緑のダム」としての森林や農地等の水源かん養機能の充実・活用を図ることが必要であり、広葉樹林の造林、育林や人工針葉樹林の森林管理等を推進します。

また、水辺の自然環境を保全するため、水辺の多様な生態系の確保や水辺景観等に配慮した河川改修等を行います。

(1) 森林等の水源かん養機能の向上・保全

- 森林の持つ機能の必要性を積極的に普及啓発します。
- 水源かん養機能が充実した現存する天然広葉樹は、その保全に努めます。
- 造林にあたっては、複層林施業、長伐期施業等による成熟した森林の育成とともに、広葉樹林を含めた多様な森林の造成・育林により水源かん養機能の維持・向上を図るよう指導します。
- 人工針葉樹林については、その水源かん養機能を十分に発揮させるため、間伐、下刈りなどの適切な森林管理を行うよう指導するとともに、森林ボランティアの活動を支援します。
- 大雨時に間伐材等が河川に流出しないよう適切な指導をします。

(2) 水辺の多様な生態系の確保

- 多様な生態系を確保し、生物の多様性を維持するため、生物種それぞれに適した生息環境の保全に努めます。
- 生物の生息環境の保全を図るため、在来の生態系に配慮しながら、ビオトープの保全などに努めます。
- 沿岸水域に生息する生物の育成場であるとともに、水質の浄化作用がある干潟について、その造成を進めます。

生物多様性とは、種・遺伝子・生態系の多様性をさします。人間の存在基盤となっている多様な生態系を保全し、生物資源の持続的な利用を図っていくためには、多種の生物種が維持されることが重要であり、メダカ・ホタルなど地域固有の遺伝子が攪乱されないよう留意しなければなりません。

ビオトープとは、「生命」を表す“BIO”と、ギリシャ語で「場所」を意味する“TOPOS”の合成語で、「動植物の群が安定的に生活し、あるいは生息することができる場所（環境）」のことです。ホタルや白鳥の生息地の復活・創出や、自然公園型のビオトープの創出などの取り組み事例があります。

(3) 河川等の環境整備と保全

- 河川等の周辺環境や利用状況を踏まえ、水を基調とした景観や動植物の生息生育環境の保全・復元、人と河川等との触れ合い活動の場の維持・形成を図ります。
- 河川の浄化力強化のため、生物が生息しやすい河川環境となるよう努めます。

2 水環境の保全

閉鎖性海域である大船渡湾の水環境を保全するため、湾内に流入する生活系・事業系及び面源系からの汚濁負荷量の削減について、総合的かつ計画的に実施し、環境基準の達成に努めます。

また、外海水を導入し海水交換率向上のための調査・研究や大雨時に湾内へ大量に流入するごみ対策についても積極的に推進します。

(1) 生活系排水対策の推進

[下水道の整備]

- 「大船渡市公共下水道基本計画」及び「大船渡市公共下水道事業計画」に基づき、公共下水道の整備を計画的かつ着実に推進します。
- 下水道への加入、利用の促進と下水道整備への理解を深めるため、施設見学や加入者説明会等を開催し、普及啓発活動を推進します。
- 下水道等の整備区域内の未接続世帯に、水洗化工事費の借入金にかかる利子補給事業を継続実施します。

[合併処理浄化槽の整備]

- 下水道等の整備が当分の間行われない地域においては、合併処理浄化槽設置の補助制度を活用し、設置の推進を図ります。
- 合併処理浄化槽を適正に維持管理するよう指導に努めます。

[生活雑排水対策]

- 公共用水域の水質汚濁原因の一つである、日常生活に伴う生活排水（炊事、洗濯、入浴等）について、家庭からの汚濁負荷を削減するため、住民意識の啓発や、住民による河川清掃など実践活動の推進を図ります。
- 大船渡市地域婦人団体連絡協議会などの関係団体と連携を図りながら、各地域での取組みを促進していきます。
- 大船渡市衛生監視員による監視・指導を行うとともに、必要に応じて県や市が立入調査等を実施します。

(2) 産業系排水対策の推進

[工場・事業場対策]

- 工場・事業場に対して、「水質汚濁防止法」、「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」等の関係法令を遵守するよう、監視・指導します。
- 法令による排水規制を受けない小規模事業場については、自主的に適正な排水処理をするよう指導します。
- 事業者が自主的に環境への負荷を低減するよう促すため、事業者と地域住民等の環境保全協定締結を推進するとともに、環境保全協定に基づいて指導・監視を行います。
- 大船渡市衛生監視員による監視・指導を行うとともに、必要に応じて県や市が立入調査等を実施します。

[農業対策]

- 環境保全型農業の推進のため、手引書の作成、モデル事業の実施等により、農家や関係団体等への普及啓発を図ります。
- 肥料や農薬は適正に使用し、河川等に流出しないよう指導します。

[畜産対策]

- 家畜のふん尿処理については、堆肥化等を図り、河川等に流出しないよう指導します。
- 堆肥を農地へ円滑に還元するため、需給調整等の組織整備、情報交換体制の整備等を指導します。

[水産対策]

- 新魚市場の排水は、公共下水道に接続し、湾内に流入しないようにします。

[建設・土木工事対策]

- 建設・土木工事に伴う濁水の河川等への流出を防止するため、施工方法の指導や工事中の監督を行います。

(3) 水質汚濁の事故対策の推進

- 水質汚濁防止法に基づいて特定事業場への監視指導を徹底し、油類・化学物質等による水質汚濁事故の未然防止に努めます。
- 消防法及び大船渡地区消防組合火災予防条例に定める危険物の貯蔵取扱い基準の遵守について、指導の徹底を図るとともに、事故防止のための啓発に努めます。
- 水質汚濁防止法及び河川法に基づき、油流出時等の水質事故発生時において原因者の果たすべき役割・責任等について周知徹底します。
- 大船渡港流出油災害対策協議会等を通じ、水質汚濁事故発生時の緊急連絡及び処理体制の充実強化を図り、被害の拡大を防ぎます。

(4) 海水循環対策の推進

- 湾口防波堤の復旧工事に併せ、海水循環に着目した施工及びその効果検証を行っていきます。

(5) 水質及びプランクトン等の調査研究の推進

- 公共用水域水質定期監視測定として、湾内3定点及び流入する河川の水質調査を継続するほか、湾内の水質浄化対策を講じるため、環境関連調査を継続していきます。
- 漁場保全総合対策事業により、水質調査を毎月1回、6定点で実施するほか、底質・底生生物調査を年2回実施します。
- 貝毒の原因となるプランクトンの発生を事前に予知する手法を開発するため、海水中の栄養塩濃度やプランクトン発生量などについて、調査を実施します。

(6) 大雨時の湾内へ流入するごみ対策の促進

- 河川へのごみの不法投棄の防止、河川から発生する草や流木等の除去及び間伐材の河川への流入の防止等について、地域住民や河川管理者、大船渡市衛生監視員など関係機関が協力して対策を進めるとともに、河川愛護等のPRに努めます。
- 特にも、盛川に自生しているカヤについて、大雨時に湾内の広範囲に流入・拡散することから、地域住民の協力を得ながら、定期的な焼却等の処理を継続するとともに、より効果的な対策を講じるため、処理対策の先進事例など調査研究を進めていきます。
- 湾内に流入しているごみについては、港湾管理者、各施設管理者、大船渡市、地元関係者が流入箇所の情報共有を図り、協力・連携して迅速な回収、処理にあたります。

第3節 環境に配慮した産業の振興と開発

1 環境に配慮した産業活動の促進

これまで、私たちは、生産効率を優先した産業活動を行うことによって経済発展を実現してきました。しかし、恵み豊かな環境なくして継続的な産業活動もないということを忘れてはなりません。今こそ、環境に配慮した産業活動が必要となっています。

このため、環境保全に配慮した農林水産業、製造業、建設業等の取り組みを促進します。

また、復興、開発にあたっては、環境に配慮し、自然環境と調和した取組を推進します。

(1) 環境保全に係る協定の締結促進

- 地域の実情に即した環境の保全を進めるため、事業者と地域等との協定締結を支援します。
- 地域における環境保全に係る協定の締結を支援するため、必要な情報提供や研修の実施に努めます。

(2) 環境と調和した産業の促進

[農業]

- 耕種と畜産の連携による堆きゅう肥の高度活用を進め、有機質資源の有効活用を促進します。
- 効率的な施肥管理技術や有機質肥料の適正利用により、肥料の使用量節減を誘導します。
- 病害虫抵抗性品種の導入や、在来の生態系に配慮した天敵・有用微生物の利用等総合的な病害虫防除技術の導入などにより、農薬の使用量節減を誘導します。
- 農薬や化学肥料を節減した栽培を行うモデル地区の設置などを通じ、持続的農業の展開を図ります。
- 有機農産物の生産を普及し、環境保全に配慮した農産物の生産を促進します。

[林業]

- 森林資源を循環的に利用していくため、造林や保育（育樹）、間伐などの森林整備事業を推進するとともに、木材及び木材製品の利用を促進し、活力ある林業、木材産業の展開を図ります。

[水産業]

- 静穏度の高い漁場特性を生かし、資源及び漁場管理の促進により増養殖漁業を基軸とした漁業生産の回復・増大を目指すとともに、漁業系廃棄物等の適正処理により、環境に配慮した持続的水産業の振興を図ります。

[製造業・建設業等]

- 「事業者の水環境保全配慮行動」（第6章第2節2）に基づき、製造業、建設業、運輸業などの業種ごとに事業者の自主的な環境配慮行動を促進します。

[公共埠頭野積場対策]

- オイルコークスにはシートを張り、また、盛川沿いに飛散防止用フェンスを設置し、ホッパー等の積み下ろし設備の改善等により、湾内への流出防止に努めます。
- 排水側溝のます部で上澄みを流すと同時に、側溝(ます)の清掃を適宜行います。